

大学院経済学研究科附属プロジェクトセンター特任研究員に関する内規

平成22年1月14日制定

平成24年4月12日一部改正

平成24年12月13日一部改正

第1条 この内規は、大学院経済学研究科附属プロジェクトセンター特任研究員（以下「特任研究員」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 経済学研究科長は、大学院経済学研究科教員協議会（以下「教員協議会」という。）の議を経て、附属プロジェクトセンターに特任研究員を委嘱することができる。

2 特任研究員は、名称の付与のみとする。

3 特任研究員の委嘱期間は1年以内とする。ただし、当該運営協議会の特別の推薦がある場合には、委嘱期間を延長することができる。

4 特任研究員には、教員協議会の議を経て、シニアリサーチフェロー、リサーチフェロー又はジュニアリサーチャーの称号を付与することができる。

第3条 特任研究員候補者の選考は、次の経歴のいずれかを満たす者で、当該運営協議会が推薦する者について行う。

(1) 博士学位を持つもので、遂行するプロジェクトと関連する研究分野において優れた研究業績のあるもの

(2) 修士学位を持つもので、遂行するプロジェクトと関連する研究分野において特に優れた研究業績のあるもの

第4条 特任研究員は、京都大学が示す教職員像（平成16年7月20日教育研究評議会承認）の理念に反することなく、当該プロジェクトセンターの研究業務に貢献することとする。

第5条 特任研究員の業務中に発生した事故、災害または疾病により特任研究員が被った損害等について、京都大学は一切責任を負わない。

第6条 この内規に定めるもののほか、特任研究員に関し必要な事項は、教員協議会の議を経て、経済学研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成22年1月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。